

# 介護サービス情報の公表制度支援事業

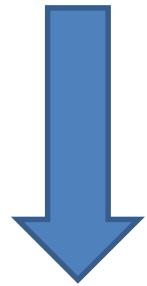
令和3年度 行政事業レビュー公開プロセス資料

# ①介護サービス情報公表制度の運用 ～概要～

契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を都道府県に報告し、都道府県が公表する。

## 【期待する効果】

- ・ 利用者が適切な事業者を評価・選択することを支援
- ・ 事業者のサービスの質の向上に向けた努力が適切に評価され選択されることを支援



国…報告・公表するためのシステム整備  
都道府県、政令指定都市…制度の実施主体

## ① 介護サービス情報公表システム等整備事業 (令和2年度予算額:57百万円)

全国の介護サービス事業所の情報を公表し、利用者の介護サービス選択を支援するためのシステム開発・運用等を行う。

【実施主体】国(民間へ委託)

## ② 介護サービス情報の公表制度支援事業 (令和2年度予算額:98.2百万円)

都道府県及び指定都市における当該制度の運営が円滑に実施できるよう必要な支援を行う。

【実施方法】補助(介護保険事業費補助金)

【実施主体】都道府県及び指定都市

【負担割合】国1/2、都道府県又は指定都市1/2

## 公表までのフロー図



介護サービス情報公表システム

## 情報公表される内容 ※介護保険法施行規則で規定

### ① 基本情報

- 事業所の名称、所在地等
- 従業者に関するもの
- 提供サービスの内容
- 利用料等
- 法人情報

### ② 運営情報

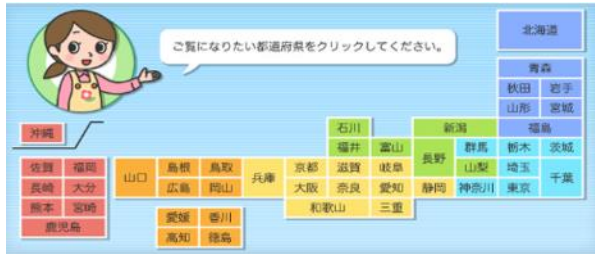
- 利用者の権利擁護の取組
- サービスの質の確保への取組
- 相談・苦情等への対応
- 外部機関等との連携
- 事業運営・管理の体制
- 安全・衛生管理等の体制
- その他(従業者の研修の状況等)

※その他、法令上には規定がないが、事業所の積極的な取組を公表できるよう「事業所の特色」(事業所の写真・動画、定員に対する空き数、サービスの特色など)についても、**事業所自らが情報公表システムで任意に公表することが可能。**

※さらに、**自治体独自の公表項目の設定が可能。**

# ①介護サービス情報公表システムの運用 ～概要～

## (1) 都道府県を選択



## (2) 検索対象・条件を選択

🏠 介護事業所を検索する

👥 地域包括支援センターを検索する

🏠 住まい(サービス付き高齢者向け住宅)を検索する

👥 生活支援等サービスを検索する

🏠 有料老人ホームを検索する

👥 認知症に関する相談窓口を検索する

🏠 医療機関を検索する

🏠 薬局を検索する



## (3) 検索結果一覧を表示

介護事業所生活関連情報検索

検索結果

対称半角表示: 10Fの結果があります

📍 地図を見る

● 東京都とは異なる条件で検索している可能性があります。ご注意ください。下の検索結果をクリックするに該当する事業所のアイコンを特約マークに表示します。

10件中、1～5件を表示

株式会社イリスキュアスタ

〒101-0032 東京都千代田区若木町二丁目3番12 シティインデックス神田1207

サービス提供種別: 東京都千代田区若木町二丁目3番12 東京都千代田区若木町二丁目3番12

提供時間: 00:00-21:59

〒101-0013 東京都千代田区千代田1-1-1 山ビル44号

サービス提供種別: 千代田区 文京区 中央区 港区 品川区

提供時間: 00:00-18:00

〒101-0071 東京都千代田区千代田1-13-1 三井ビル13階

サービス提供種別: 千代田区 文京区 中央区 港区 品川区

提供時間: 00:00-18:00



## (4) 検索結果を表示

2019年01月31日11:10 公表

株式会社イリスキュアスタ

事業所の概要 | 事業所の特色 | 事業所の詳細 | 運営状況 | その他

記入日: 2018年12月01日

介護サービスの種類: 訪問介護

〒101-0032 東京都千代田区若木町二丁目3番12 シティインデックス神田1207

所在地: 東京都千代田区若木町二丁目3番12

連絡先: Tel: 03-6759-2183 / Fax: 03-6759-2183

法人情報 | 所在地等 | 従業員 | サービス内容 | 利用料等

● 2. 介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所に関する事項

事業所の名称、所在地及び通称等その他の建設先	(※)区分	お申し込みしやすいサービス
事業所の名称	株式会社イリスキュアスタ	千代田区
事業所の所在地	(郵便番号から検索) 〒101-0032	東京都千代田区若木町二丁目3番12
事業所の建設先	(建物名・郵便番号等) シティインデックス神田1207	03-6759-2183
介護保険事業所番号	1370101329	法人
事業所の代表者の氏名及び職名	氏名: 森 匠 職名: 代表取締役	
事業の開始年月日(もしくは開始予定年月日及び指定年月日)	2012/12/01	
事業の終了(予定)年月日	2012/12/01	

2019年01月31日11:10 公表

株式会社イリスキュアスタ

運営状況 | 事業内容概要 | サービス内容 | 利用料 | 従業員情報 | 介護輸送の施設状況 | その他

● 運営状況: レーダーチャート (レーダーチャートを開じる)

東京都平均 (青) | 株式会社イリスキュアスタ (赤)

レーダーチャート: 従業員の情報等 (0-5), サービスの質の向上への取組 (0-5), 相談・苦情等への対応 (0-5), 安全・衛生管理等 (0-5)

- レーダーチャートで、都道府県平均と各事業所の状況を分かりやすく表示

# ②介護サービス情報公表システムの公表項目（通所介護の例）

## ○基本情報

事業所又は施設(以下この表において「事業所等」という。)を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局(以下この号において「法人等」という。)に関する事項	
1	法人等の名称、主たる事務所の所在地、番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号(番号利用法第四十二条第四項の規定により公表されたものに限る。)及び電話番号その他の連絡先
2	法人等の代表者の氏名及び職名
3	法人等の設立年月日
4	法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス
5	その他介護サービスの種類に応じて必要な事項

当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	
1	事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
2	介護保険事業所番号
3	事業所等の管理者の氏名及び職名
4	当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日(指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)
5	事業所等までの主な利用交通手段
6	その他介護サービスの種類に応じて必要な事項

事業所等において介護サービスに従事する従業者(以下この号において「従業者」という。)に関する事項	
1	職種別の従業者の数
2	従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者、入所者又は入院患者数等
3	従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等
4	従業者の健康診断の実施状況
5	従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況
6	その他介護サービスの種類に応じて必要な事項

介護サービスの内容に関する事項	
1	事業所等の運営に関する方針
2	当該報告に係る介護サービスの内容等
3	当該報告に係る介護サービスの利用者、入所者又は入院患者への提供実績
4	利用者等(利用者又はその家族をいう。以下同じ。)、入所者等(入所者又はその家族をいう。以下同じ。 )又は入院患者等(入院患者又はその家族をいう。以下同じ。 )からの苦情に対応する窓口等の状況
5	当該報告に係る介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
6	事業所等の介護サービスの提供内容に関する特色等
7	利用者等、入所者等又は入院患者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
8	その他介護サービスの種類に応じて必要な事項

当該報告に係る介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項	
------------------------------------	--

その他都道府県知事が必要と認める事項	
--------------------	--

## ○運営情報

### ・介護サービスの内容に関する事項

介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置	
1	介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
2	利用者等、入所者等又は入院患者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
3	利用者、入所者又は入院患者の状態に応じた当該介護サービスに係る計画の作成及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
4	利用者等、入所者等又は入院患者等に対する利用者、入所者又は入院患者が負担する利用料に関する説明の実施の状況

利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	
1	認知症の利用者、入所者又は入院患者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況
2	利用者、入所者又は入院患者のプライバシーの保護のための取組の状況
3	身体的拘束等(指定居宅サービス等基準第二百二十八条第四項に規定する身体的拘束等をいう。以下同じ。 )の排除のための取組の状況
4	計画的な機能訓練の実施の状況
5	利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況
6	入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保のための取組の状況
7	健康管理のための取組の状況
8	安全な送迎のための取組の状況
9	レクリエーションの実施に関する取組の状況
10	施設、設備等の安全性・利便性等への配慮の状況

相談、苦情等の対応のために講じている措置	
1	相談、苦情等の対応のための取組の状況

介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	
1	介護サービスの提供状況の把握のための取組の状況
2	介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況

介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	
1	介護支援専門員等との連携の状況
2	主治の医師等との連携の状況
3	地域包括支援センターとの連携の状況
4	地域との連携、交流等の取組の状況

・介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項	
適切な事業運営の確保のために講じている措置	
1	従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
2	計画的な事業運営のための取組の状況
3	事業運営の透明性の確保のための取組の状況
4	介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況

事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	
1	事業所又は施設における役割分担等の明確化のための取組の状況
2	介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況

安全管理及び衛生管理のために講じている措置	
1	安全管理及び衛生管理のための取組の状況

情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	
1	個人情報の保護の確保のための取組の状況
2	介護サービスの提供記録の開示の実施の状況

介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	
1	従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
2	利用者等、入所者等又は入院患者等の意向等も踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況
3	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
4	介護予防のための取組の状況

・都道府県知事が必要と認めた事項

# ③介護サービス情報公表システムの運用 ～改修～

- 介護サービス情報公表システムにある「アンケート機能」により、システム利用者のニーズを収集している。
- 寄せられたニーズを参考に、項目追加・機能改修を実施。
  - (例)地域包括支援センターの情報等、公表する情報を追加
- 国民の方から寄せられた意見を踏まえ、指導監査状況を公表項目に追加することを検討中。(内閣府規制改革推進室と調整中)

※ニーズを踏まえた項目追加・機能改修の例

	改修事項	具体的な内容
平成22年度	モデル事業の実施	● 検索機能の強化(営業日、営業時間等から検索可能に)
平成24年10月	サーバーの国での一元管理	● 各都道府県で設置していた情報公表サーバーを国で一元的に管理
平成26年10月	比較機能、検索機能の充実	● 比較出来る件数を3件から30件まで拡充等
平成27年3月	スマートフォンアプリの開発	● GPS(位置情報)の活用による簡易検索、事業所までの道順検索等が可能に
平成27年10月	情報の追加	● 地域包括支援センター、生活支援等サービス
平成29年7月	情報の追加、検索機能の充実	● サービス付き高齢者向け住宅とその周辺にある介護事業所の検索
平成30年9月	検索機能の充実	● 介護サービス概算料金の試算(各種の介護サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算機能を追加)
平成31年3月	検索機能の充実	● わかりやすい表示への見直し
令和3年3月	機能の追加 (システム外)機能の追加	● 災害時情報共有機能 ● 事業所データのオープンデータ(CSV)の提供

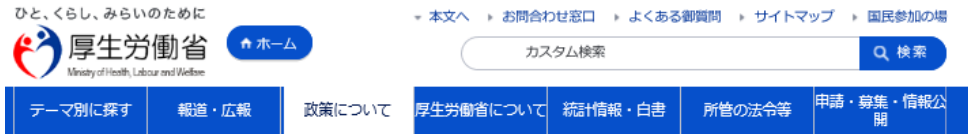
※国民の方から寄せられた意見を踏まえ、以下の改善項目についても検討中。(内閣府規制改革推進室と調整中)

- 介護サービス施設・事業所調査の調査票と、介護サービス情報公表システムで報告している情報の重複があるため、同調査において介護サービス情報公表システムの情報を利用し、プレプリントする仕組みにより、重複を排除する方向。



# ④ニーズへの対応例 ～(オープンデータ)～

介護サービス情報公表システムのアンケート機能によせられたご意見を踏まえ、システムで保有する介護事業所データについて、国が定める「推奨データセット」に準拠する形で、CSVファイルを厚生労働省ホームページ、内閣官房データカタログサイトに掲載。



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス情報の公表システムデータのオープンデータ

## 介護サービス情報の公表システムデータのオープンデータ

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）において、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務付けられました。オープンデータへの取組により、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されています。

- ※オープンデータとは
- 1 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
  - 2 機械判読に適したものの
  - 3 無償で利用できるもの

これを受け、介護サービス情報公表システムの介護サービス事業所データを、csvファイルとして提供しています。  
(提供時期：毎年6月末時点、12月末時点)

【参照】 [オープンデータ（政府CIOポータル）](#)

## 公表データ

### 2020年12月末時点

※出力日：2021年1月22日

- |  |  |                                      |
|--|--|--------------------------------------|
| <a href="#">110 訪問介護</a>                       | <a href="#">335 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）</a>       | <a href="#">550 介護医療院</a>            |
| <a href="#">120 訪問入浴介護</a>                     | <a href="#">336 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）</a>       | <a href="#">710 夜間対応型訪問介護</a>        |
| <a href="#">130 訪問看護</a>                       | <a href="#">337 特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅・外部サービス利用型）</a> | <a href="#">720 認知症対応型通所介護</a>       |
| <a href="#">140 訪問リハビリテーション</a>                | <a href="#">361 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）</a>            | <a href="#">730 小規模多機能型居宅介護</a>      |
| <a href="#">150 通所介護</a>                       | <a href="#">362 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）</a>            | <a href="#">760 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</a> |
| <a href="#">155 通所介護（療養通所介護）</a>               | <a href="#">364 地域密着型特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）</a>      | <a href="#">770 看護小規模多機能型居宅介護</a>    |
| <a href="#">160 通所リハビリテーション</a>                | <a href="#">410 特定福祉用具販売</a>                             | <a href="#">780 地域密着型通所介護</a>        |
| <a href="#">170 福祉用具貸与</a>                     | <a href="#">430 居宅介護支援</a>                               |                                      |
| <a href="#">210 短期入所生活介護</a>                   | <a href="#">510 介護老人福祉施設</a>                             |                                      |
| <a href="#">220 短期入所療養介護（介護老人保健施設）</a>         | <a href="#">520 介護老人保健施設</a>                             |                                      |
| <a href="#">230 短期入所療養介護（介護療養型医療施設）</a>        | <a href="#">530 介護療養型医療施設</a>                            |                                      |
| <a href="#">551 短期入所療養介護（介護医療院）</a>            | <a href="#">540 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</a>                 |                                      |
| <a href="#">320 認知症対応型共同生活介護</a>               |  |                                      |
| <a href="#">331 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）</a>       |  |                                      |
| <a href="#">332 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）</a>       |  |                                      |
| <a href="#">334 特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）</a> |  |                                      |

## 「推奨データセット」の項目


No	項目名
1	都道府県コード又は市区町村コード
2	No
3	都道府県名
4	市区町村名
5	事業所名
6	事業所名カナ
7	サービスの種類
8	住所
9	方書（ビル名等）
10	緯度
11	経度
12	電話番号
13	FAX番号
14	法人番号
15	法人の名称
16	事業所番号
17	利用可能曜日
18	利用可能曜日特記事項
19	定員
20	URL
21	高齢者の方と障害者の方が同時一体的に利用できるサービス
22	介護保険の通常の指定基準を満たしている
23	障害福祉の通常の指定基準を満たしている
24	備考

# ④ニーズへの対応例 ～(「事業所の特色」の活用)～

- サービスの内容や質の向上のための取組みについて、事業所が任意で公表できる。
- 受入可能人数等を事業所が随時更新可能であるため、閲覧者は、「受入可能人数」の直近の情報を確認できる。

※このページは事業所の責任にて公表している情報です。

● サービスの内容に関する写真



平成28年7月1日にオープンしたばかりの新しい事業所です。



毎月1回必ず、全従業員に対して介護技術勉強会、会議、座談会を行っております。介護技術知識の向上に力を入れております。

● 受け入れ可能人数

受け入れ可能人数/最大受け入れ人数	最大受け入れ人数120人中、現在の受け入れ可能人数40人です。 (2021年01月25日時点)
40	/120人

● サービスの内容に関する自由記述

ホームヘルパーがご利用者様のご自宅に訪問し、生活援助や身体介護を行います。サービス提供責任者は、一番身近な存在として定期的に訪問するホームヘルパーと緊に連絡を取り、必要に応じてご利用者宅を訪問し、お身体の状態やサービス内容の確認をしております。

身体介護  
日常的な動作に困難のある方やそのご家族のために、移動・車いすの介助、体位変換、オムツ交換や排泄介助、食事の介助、体の清拭や入浴の介助などを行います。

生活援助  
お一人暮らしや、ご本人やご家族が家事を行うことが困難な場合に、定期的にホームヘルパーが訪問して、調理や買い物、洗濯や掃除、日用品の買い物代行、布団干しなどを行います。

● サービスの質の向上に向けた取組

毎月1回、全職員に対し、介護技術向上を目指した勉強会と、利用者様の情報共有を目的とした会議、座談会を開催しています。

取組に係るホームページURL

- 若武者ケアについて  
<http://www.wakamusha-care.jp/>
- 採用情報について  
<http://www.wakamusha-care.jp/recruit/>

● 資金改善以外で取り組んでいる処置改善の内容

資員の向上

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する格差取り、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- 研修の受講やキャリア段階制度と人事考課との連動
- キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る）
- その他  
資員向上のための研修の実施・費用の会社負担（マナー研修、初任者研修、実務者研修）、非正規から正規雇用の転換、ミーティングや研修等による職場内コミュニケーションの円滑化によるケア内容の改善

労働環境・処遇の改善

- 雇用管理改革のための管理者労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤簿管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
- 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- 健康診断・こころの健康等の健康管理の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

# ⑤介護サービス情報公表システムへのアクセス数

年月	全国 トップページ	都道府県 トップページ	事業所情報 検索結果	事業所 比較結果	事業所概要	概算料金の 試算
2020年 4月	156,703	242,221	502,267	9,624	10,102,792	13,957
2020年 5月	157,366	219,778	430,153	5,105	8,702,245	15,249
2020年 6月	160,979	268,226	458,195	4,011	8,675,373	21,289
2020年 7月	161,986	255,032	458,025	4,997	7,965,543	18,137
2020年 8月	167,792	211,371	539,643	4,977	7,100,432	12,183
2020年 9月	207,657	248,591	489,448	4,718	8,501,308	14,401
2020年10月	203,453	269,413	543,638	5,184	7,240,102	14,791
2020年11月	172,632	251,829	442,115	4,190	7,553,697	17,592
2020年12月	154,872	241,693	476,266	3,320	6,993,415	16,144
2021年 1月	168,502	265,851	521,059	4,543	8,374,767	18,401
2021年 2月	161,069	209,558	535,198	5,047	6,034,638	16,880
2021年 3月	189,966	237,537	602,955	4,811	9,526,156	19,380
<b>月平均</b>	<b>171,915</b>	<b>243,425</b>	<b>499,914</b>	<b>5,044</b>	<b>8,064,206</b>	<b>16,534</b>
<b>2020年度合計</b>	<b>2,062,977</b>	<b>2,921,100</b>	<b>5,998,962</b>	<b>60,527</b>	<b>96,770,468</b>	<b>198,404</b>
<b>2019年度合計</b>	1,938,669	2,842,196	5,226,500	64,286	72,038,771	
<b>2018年度合計</b>	2,143,396	3,272,148	6,898,338	45,082	51,235,797	
<b>2017年度合計</b>	2,118,194	3,514,706	5,821,871	39,772	36,177,850	

※ページビューの延べ数



# ⑥介護サービス情報の公表制度支援事業

都道府県・政令指定都市における当該制度の運営が円滑に実施できるよう必要な支援を行う。

## 公表内容の調査

- 都道府県が必要と認める場合に、事業所が報告した内容について調査を実施。
- 必要に応じて内容を修正



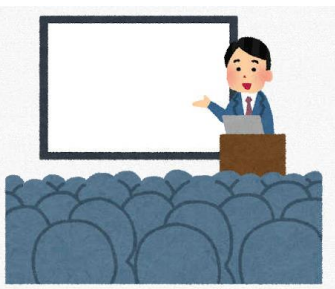
## コールセンターの設置

- 公表内容の読み解き方(利用者への支援)
  - 報告・公表する項目に関する問合せ対応(事業者への支援)
- 等



## 説明会の開催

- 制度の周知(利用者への支援)
  - 報告の進め方、制度の意義の説明(事業者への支援)
- 等



普及啓発用チラシ、ポスターの作成・配布

# ⑦システムを利用する方に対する支援

○ 令和2年度、「介護サービス情報の公表システム」の見るべきポイント等をまとめたリーフレットを作成しホームページで公開。

これにより、利用者が公表情報を活用しながら、介護サービス事業者を選択しやすくなるよう支援。

## 介護サービス情報公表システムの使い方

**介護サービス情報の公表制度とは？**

介護サービスを利用しようとしている方が、介護サービス事業者を探す際の参考にするため、全国にある介護サービス事業者の情報をインターネットでいつでも見られるようにします。

**介護サービス情報公表システムを活用すると、**

- 知りたい地域の介護サービス事業者を検索できます。
- 介護サービス事業者の特色や情報がわかります。

**ステップ1**  
介護サービス事業者を探してみよう

- ① 検索機能の簡単な使い方
- ② 介護サービス事業者を調べる時に見るポイント

1から4ページをご覧ください

**ステップ2**  
利用したい介護保険サービスを探してみよう

5ページ以降をご覧ください



厚生労働省

### ステップ1 介護サービス事業者を探してみよう

① 検索機能の簡単な使い方




- 1 パソコンや携帯電話のインターネットで、「介護サービス情報」を検索します
- 2 お住いの都道府県を選びます
- 3 「介護事業者を検索する」を選びます
- 4 「本人家族に合ったサービスを探す」を選びます
- 5 利用者の要介護認定を選んで、「確定して次へ」を押します

### ステップ1 介護サービス事業者を探してみよう

② 介護サービス事業者を調べる時に見るポイント

2ページ目の画面続き



- 12 「詳細情報を見る」を押します
- 13 「事業者の特色」を押します

12から「事業者の概要」に移動します

13から「事業者の特色」に移動します

**見るポイント**

- レーダーチャート
- 7つの指標から事業者の体制を確認できます

### ステップ1 介護サービス事業者を探してみよう

② 介護サービス事業者を調べる時に見るポイント(続き)

3ページ目の画面続き

13から「事業者の特色」に移動します



**見るポイント**

- 事業者の写真
- 受け入れ可能人数
- サービスの特徴等

**見るポイント**

- 各事業者のホームページ
- 事業所情報の中にある「ホームページをリンク」を押すと、事業者のホームページに移動します。最後はそれぞれの事業者のホームページをご覧ください。

※ さらに詳細な解説として、「介護サービス情報を読み解くためのポイントや、比較検討することにより見えてくる介護サービス事業者間の違いについてまとめたものをホームページで公開。

## 消費者のための 介護サービス 情報ガイド

「介護サービス情報の公表」制度の活用促進のために



### 「基本情報」の読み解き方

- 公表情報の比較検討から何を読み取れるか
1. どのような事業所・施設がサービスを提供しているか
  2. どのような質の介護を提供しているか
  3. いくらかサービスを提供しているか
  4. 事業者が消費者（利用者）の意見を把握する取組みをしているか
  5. 第三者評価等を実施しているか
  6. 従業員の資質向上に向けた取組みをしているか

これらは、事業者を選ぶ際にまず確認したい、サービスの共通のポイントです。ここでは、上記の6項目について具体的に公表されている情報のどこをみればわかるのか、実際の基本情報項目についてあてはめて説明していきます。

また、「7. その他の確認したいポイント」では、サービスの特徴に応じた基本情報項目について説明します。

「8. サービス事業者を比較する」では、介護保険の24種類のサービスについて、具体例として2つの事業者を比較しながら、事業者選択のポイントを読み解きます。

なお、解説の内容は「消費者のための介護サービス情報ガイド」の概要をまとめたものとなっています。

# ⑧ 調査研究事業（令和3年度 老人保健健康増進等事業）及び 介護サービス情報の公表制度に係るスケジュール全体像

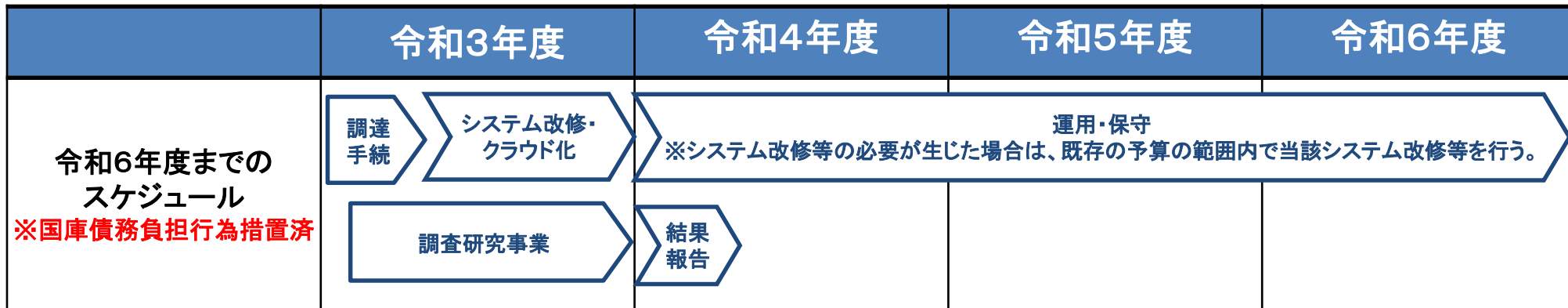
今年度、介護サービス情報の公表制度を、これまで以上に利用者の選択に資するものとする観点から、以下の調査研究事業を実施。

## ○ 介護サービス情報の公表制度の効率的・効果的な活用方策に関する調査研究事業

- 地域の関係機関等を通じたサービス選択の支援体制の整備や、将来の利用を見据えたより広い層への情報公表制度の周知を推進していく観点から実施。
- 介護サービス情報公表制度の効果的な活用事例を調査・把握し、事例集として取りまとめる。

令和6年度までのスケジュールは国庫債務負担行為を措置済みであることから、システム改修等の必要が生じた場合は、運用・保守契約の範囲内で当該システム改修等を行う。

### 【スケジュール全体像】



# ⑨論点と見直しの方向性等について

## 論点・課題①

- 公表項目について、利用者のニーズに適したものが設定されているか検証する必要があるのではないか。

【現状】 利用者のニーズについては、システムのアンケート機能により継続して利用者の意見を収集・分析している。

## 見直しの方向性①

- システムのアンケート機能に加え、今年度、新たに調査研究事業を行うこととしており、利用者の活用方法やニーズを把握<sup>(※)</sup>。本調査の結果を来年度頭にとりまとめ、公表項目について検討を行う。

※介護保険法において、要介護者や要支援者が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保することが情報公表制度の目的とされていることから、要介護者等のニーズ把握を最優先とするが、オープンデータの利活用を進める観点も念頭に置いた対応を引き続き行う。

- 公表項目の改廃は、利用者ニーズ、費用対効果、事業者等の負担等を踏まえて検討。

## 論点・課題②

- より適切な成果目標(アウトカム)を設定すべきではないか。

【現状】 アウトカムとして、情報公表システムへのアクセス数を指標としている。

## 見直しの方向性②

- 介護サービス情報公表制度は、利用者が適切な事業者を評価・選択すること、事業者のサービスの質の向上に向けた努力が適切に評価・選択されることに資するものであることから、その観点から、例えば、複数の事業所を比較するページへのアクセス数を指標の一つにするとともに、分かりやすいリーフレットを配布・掲載することや、情報公表システムのトップページに分かりやすい解説を加えること等により、目標の達成を目指す。

- また、今年度新たに行う調査研究事業の結果を踏まえ、より適切な指標について引き続き検討する。



事業名	介護サービス情報の公表制度支援事業	レビュー番号	925	担当部局・課室	老健局認知症施策・地域介護推進課
-----	-------------------	--------	-----	---------	------------------

